

令和8年度 保育所等利用のご案内



旭市イメージアップキャラクター「あさピー」

旭市役所子育て支援課 保育所運営班

☎ 0479(62)5313

目 次

1 認定について

(1) 認定区分と利用できる施設	1
(2) 保育を必要とする事由	2
(3) 保育の必要量	2
(4) 認定に関する諸手続き	2

2 保育所（園）の利用を希望される方（2号認定・3号認定）

(1) 利用申込みができる方	3
(2) 提出書類	3
(3) 申請受付について(令和8年4月1日入所希望者)	4
(4) 4月入所受付期間について	5
(5) 市外の保育所等の利用を希望する場合	5
(6) 年度途中の入所について	5
(7) 医療的ケアが必要なお子さんの申込みについて	5
(8) 諸手続きについて	5
(9) 入所決定について	6
(10) 時間外保育について	7
(11) 土曜保育について	7
(12) 保育料・副食費について	8
(13) 一時預かり事業について	10
(14) 病児保育事業について	11
(15) 保育所紹介	12

3 認定こども園の利用を希望される方（1号・2号・3号認定）

(1) 申請手続きについて	18
(2) 保育機能部分（2号・3号認定）について	18
(3) 教育機能部分（1号認定）について	18

4 旭市内の教育保育施設一覧

旭市内教育保育施設一覧	19
教育・保育施設位置図	21

1 認定について

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

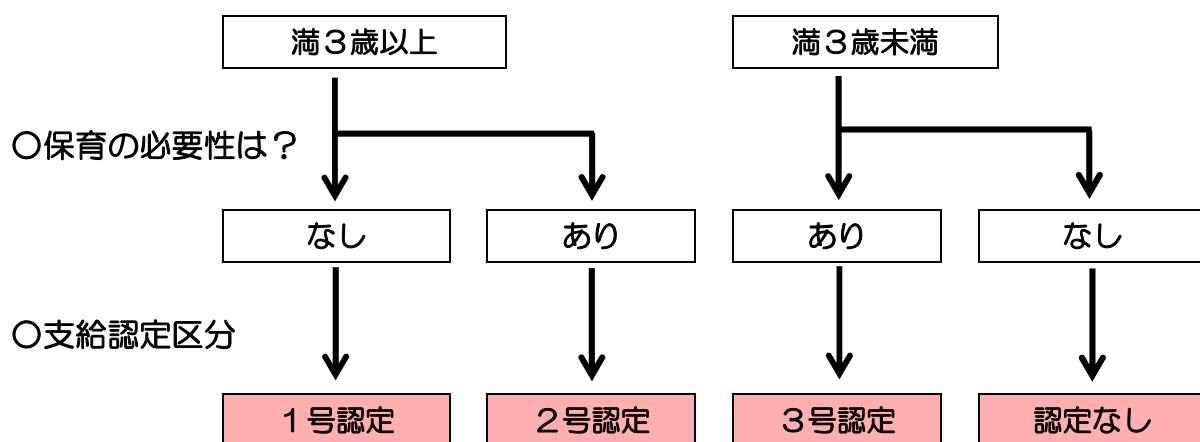
認定こども園や保育所の利用を希望する場合は、市から教育・保育の必要性に応じた「認定」を受けていただく必要があります。

(1) 認定区分と利用できる施設

認定には3つの区分があります。

認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園
満3歳以上・保育認定 2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園)・認定こども園
満3歳未満・保育認定 3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園)・認定こども園

○子どもの年齢は？



○利用できる施設

認定こども園	保育所(園) 認定こども園	保育所(園) 認定こども園	必要に応じて 一時預かりや地域 子育て支援事業など
--------	------------------	------------------	---------------------------------

（２）保育を必要とする事由（２号または３号認定）

保育認定を受けるには、次のいずれかに該当する必要があります。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居親族等の介護・看護 ⑤災害復旧
⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DVのおそれがあるとき ⑨その他市長が認めるとき

（３）保育の必要量（２号または３号認定）

保育認定を受ける方は、保育を必要とする事由によって保育を利用できる時間（保育必要量）が異なります。

保護者（母親）の保育を必要とする事由	保育を利用できる時間 ※ （保育必要量）
・ 就労のため ※就労時間が１ヶ月４８時間以上かつ１日５時間以上 ・ 妊娠または出産のため ・ 介護等のため ・ 保護者の疾病または障害のため 等	保育標準時間 〔保育時間 最大１１時間まで〕
・ 就労のため ※就労時間が１ヶ月４８時間以上かつ１日５時間未満 ・ 育児休業のため（下の子の育児） ・ 求職活動のため 等	保育短時間 〔保育時間 最大８時間まで〕

※ 保育を利用できる時間とは、保育を必要とする事由（就労、妊娠出産など）の範囲内において利用可能な最大時間になります。就労で認定された場合、原則通勤・勤務している時間が該当します。認定された時間内であっても、家庭内保育が可能な場合は早めのお迎えにご協力ください。

（４）認定に関する諸手続き

下記の事項に変更が生じた場合は必ず、認定の変更申請を行ってください。

（認定の変更は、届け出を受けた月の翌月１日から反映となります。）

■保育を必要とする事由または保育必要量の変更

仕事を辞めたときや就労時間の変更など、保育が必要な状況に変化があった場合

■認定区分（保育の希望の有無）の変更

認定こども園に入所していて、教育機能部分から保育機能部分への変更（またはその逆）

※１号認定→２号認定または、２号認定→１号認定への変更を希望する場合

2 保育所（園）の利用を希望される方（2号認定・3号認定）

（１）利用申込みができる方

旭市（市外の方は住所地）から「保育の必要性の認定基準」に基づく「2号認定」または「3号認定」の認定証の交付を受けた方になります。生後2か月から入所することができます。

※旭市では認定申請と入所申請を同時に受付けています。

※利用を申込み児童の育児のために育児休業中の場合、職場に復帰する日の属する月の初日から入所できます。

（２）提出書類

利用申込みをされる方は次の①～③の書類を揃えて旭市に申請してください。

① 旭市施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申請書

② 保育所入所申請調査書

※子どもの健康状態や成長・発達等で心配なことがあれば、詳しく記入してください。

③ 同居の父母が保育にあたれないことを証明する書類

保育できない理由	必 要 書 類
就労 （就労予定含む）	就労証明書 または 内定通知書 （就労先で記載してもらうものです）
妊娠・出産予定	申立書 + 母子手帳の写し（表紙 + 予定日のわかるページ） ※申立書に〇年〇月〇日出産予定のためと記載。
疾病・障害	申立書 + 診断書または障害者手帳等の写し
介護・看護	申立書 + 診断書または障害者手帳等の写し ※介護・看護の場合は、誰を介護しているかが分かるよう記載。 （住所・氏名・生年月日等）
求職中	申立書
就学	申立書 + 学生証の写し
下の子の育児	申立書 ※申立書に理由と下の子の名前・生年月日を記載

※ 同居の祖父母が65歳未満の場合、同じく上記書類が必要です。

住民票上世帯を分離していても、同住所であれば「同居」とみなします。

※ 提出書類の内容について、後日お問い合わせする場合があります。

なお、提出期限までに必要書類が揃わない場合は入所決定ができません。

※ 就労証明書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

(3) 申請受付について（令和8年4月1日入所希望者）

令和8年4月1日から利用を希望される場合の一斉入所申請受付日程は次のとおりです。

10月1日（水）から、子育て支援課または市内各保育所で申請書の配布を開始しますので、
第一希望の保育所の受付日までに必要書類を揃えて申請してください。

一斉受付日	第一希望施設	受付会場 受付時間
11月4日（火）	旭市立中央第一保育所 旭市立中央第三保育所 旭市立共和保育所	旭市役所1階 市民ホール 午前9時～午後4時
11月5日（水）	旭市立日の出保育所※1 旭市立海上保育所 旭市立いいおか保育所 おうめい保育園	
11月6日（木）	旭市立ふたば保育所 旭市立池の端保育所 旭市立まんざい保育所 旭市立古城保育所	
11月7日（金）	サンライズベビーホーム ひがた保育園 鶴巻保育園 ひかり保育園 干潟町中央保育園	※各保育所で受付は行いません。 ※旭市役所駐車場が満車の場合は、旭文化の杜公園第二駐車場（図書館東側）へ停めてください。

※ 各保育所では受付を行っておりませんのでご注意ください。

※ 第一希望が認定こども園の場合、各園で受付を行います。詳細は18ページをご覧ください。

※ 当日熱がある場合や、体調が優れない場合には、無理をせずに別の日に申請してください。
（次ページ参照）

※1 旭市立日の出保育所と旭市立とみうら保育所は統合し、令和8年4月から新しい保育所として開所します。名称は「旭市立日の出保育所」となる予定です。（場所：日の出保育所）

(4) 4 月入所受付期間について

下記の期間にて 4 月入所申請を受け付けます。(うち一斉受付期間 11 月4日～11 月7日)
一斉期間以外は、旭市役所 2 階 子育て支援課で申請を受け付けます。(土日祝日除く)

【一次受付期間】 令和7年 11 月4日(火) ～ 令和7年 12 月5日(金)

【二次受付期間】 令和7年 12 月8日(月) ～ 令和8年 2 月27日(金)

※できるだけ一斉受付期間中に申請をお願いします。

※二次で申請された場合、一次申請者の決定後、空きがあるところのみご案内となります。

(5) 市外の保育所等の利用を希望する場合

旭市在住で、市外の保育所等の利用を希望される方は、旭市へ申請が必要です。

なお、市外の保育所等を利用できるのは、保護者の勤務先がある、転入予定がある、里帰り出産(原則出産前後2か月)により上の子を預けるなどの理由がある場合に限りです。

市外の保育所の利用を希望する方は、相手先の市町村ごとに受付期間が異なりますので、締め切り日等を事前にご確認いただいた上で、旭市子育て支援課へご相談ください。

市外在住で旭市の保育所等の利用を希望される場合は、お住まいの自治体にご相談ください。

(6) 年度途中の入所について

年度途中の保育所入所申請は、子育て支援課で受付をしています。

受付期間は入所希望月により異なりますので、途中入所ご希望の方は子育て支援課保育所運営班までお問い合わせください。ただし、定員都合等により入所が難しい場合があります。

入所できない場合「入所不承諾通知書」を発行いたします。受付期間に申請がなかった場合、遡りでの申請は受け付けておりませんのでご了承ください。

(7) 医療的ケアが必要なお子さんの申込みについて

市内の保育所では、痰の吸引・経管栄養・導尿等の医療的ケアが必要であっても、特に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断されている児童の受け入れを行っています。今後保育所への入所をお考えの方は、まずはお気軽にご相談ください。

(8) 諸手続きについて

下記のとおり変更があった際は保育料等が変更となる場合がありますので、必ず子育て支援課へ届け出てください。(保育料等の変更は、届け出を受けた月の翌月分から反映となります。)

- 居住地が変わるとき(転出、転居、出国、帰国、連絡先の変更など)
- 就労状況が変わったとき(就労先、就労形態の変更など)
- 世帯の状況が変わったとき(保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など)
- 各種社会保障制度の受給対象となったとき
(生活保護の受給、障害者手帳等の交付、特別児童扶養手当の受給など)
- 所得税や市民税の修正申告等を行った場合
- 家庭内保育が可能となったとき(退職、病気全快、育児休業の取得など)



（９）入所決定について

① 利用調整について

受け入れできる人数よりも利用を希望する方が多い場合については、旭市の利用調整基準に基づき、利用調整を行います。

（１）事 由	+	（２）優 先 利 用
○ 就労 ○ 妊娠・出産 ○ 保護者の疾病・障害 ○ 同居親族等の介護・看護 ○ 災害復旧 ○ 求職活動 ○ 就学 ○ 虐待・DVのおそれがあること ○ その他市長が認めるとき		○ ひとり親家庭 ○ 生活保護世帯 ○ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ○ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ○ 子どもが障害を有する場合 ○ 育児休業明け ○ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ○ 地域型保育事業の卒園児童 ○ その他市町村が定める事由

② 入所決定のお知らせ等について（４月１日入所の場合）

一次受付期間中に申請の方は、希望施設へ入所可能な場合は「認定証」及び「入所承諾書」入所不可の場合は「入所不承諾通知書」を、２月上旬までに通知します。

二次受付期間中に申請の方は、随時入所決定を行います。

なお、入所決定後は各保育所において入所説明会を行います。日程等につきましては、「入所承諾書」に同封いたします。私立保育園は、園から直接通知します。また、保育料決定通知は別途４月に通知いたします。

③ 入所決定後に注意いただくこと

入所の理由が「父または母が求職中である」場合は、おおむね入所後３か月以内に仕事を決めて、「就労証明書」を提出してください。

※求職活動の確認ができず、期日までに「就労証明書」が提出されない場合は、年度途中でも退所していただくことがありますので、ご了承ください。

(10) 時間外保育について

保護者の勤務時間などにより、保育時間内の送迎ができない方のために「時間外保育」を実施しています。利用を希望される方は、事前に保育所に「旭市時間外保育利用申請書」を提出してください。利用料は1時間あたり100円です。

職場への通勤時間の都合などで認定時間内に送迎が難しい場合に、認定変更を希望される方は子育て支援課までご相談ください。

なお、私立保育園の時間外保育時間や利用料については各施設にお問い合わせください。

月曜日～土曜日

【時間外保育】 午前7時15分～午前8時 ・ 午後4時～午後6時15分

※ 旭市立中央第一保育所では、午後7時15分まで時間外保育を実施。



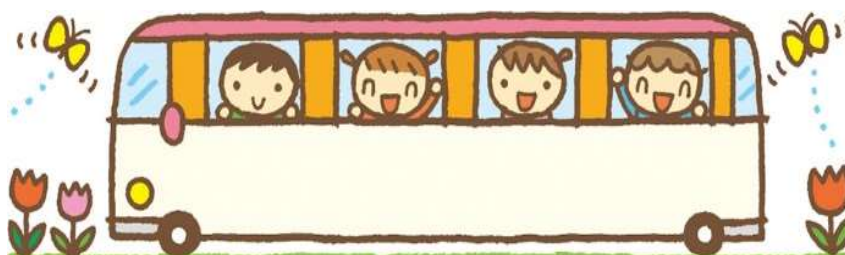
(11) 土曜保育について

公立保育所では、実施場所を集約した上で、土曜保育を実施しています。

今年度は「旭市立池の端保育所」にて実施しております。

開設時間は、午前7時15分～午後6時15分です。利用には、登録が必要です。

なお、私立保育園の土曜保育の状況については各施設にお問い合わせください。



(12) 保育料・副食費について

【階層の決まり方】

保育料の階層は、父母の市民税額の合計によって決まります。4月～8月分までは前年度、9月～翌年3月分までは当該年度の市民税額で判定します。ただし、父母がともに市民税非課税の場合には、お子さんを税法上の扶養親族としている、健康保険の扶養親族としている、世帯の中で収入が最も多いなどを考慮し、同居の祖父母などの中からお一人を家計の主宰者として判定の対象に加えることがあります。

なお、保育料の算定には、調整控除及び税額調整措置は適用されますが、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

【保育料徴収基準（月額）】

単位：円

各月初日の認定子どもの属する世帯の階層区分			3歳未満児		3歳 以上児
階層	区分	定 義	保 育 標準時間	保 育 短時間	
第1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2	B1	市町村民税非課税世帯（ひとり親等の世帯）	0	0	0
	B2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3	C1	所得割課税額 48,600 円未満	14,000	13,800	0
	C2	所得割課税額 48,600 円未満（ひとり親等の世帯）	5,000	4,900	0
第4	D1	所得割課税額 48,600 円以上 60,700 円未満	18,000	17,700	0
	D2	所得割課税額 48,600 円以上 60,700 円未満 （ひとり親等の世帯）	6,000	5,900	0
	D3	所得割課税額 60,700 円以上 72,800 円未満	20,000	19,700	0
	D4	所得割課税額 60,700 円以上 72,800 円未満 （ひとり親等の世帯）	6,500	6,400	0
	D5	所得割課税額 72,800 円以上 97,000 円未満	26,000	25,700	0
	D6	所得割課税額 72,800 円以上 77,101 円未満 （ひとり親等の世帯）	7,000	6,900	0
第5	E	所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	37,000	36,400	0
第6	F	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	41,000	40,400	0
第7	G	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	43,000	42,300	0
第8	H	所得割課税額 397,000 円以上	43,000	42,300	0

【3歳以上児の保育料・副食費について】

3歳以上児（1号認定の満3歳児含む）の保育料は令和元年10月より無償化されました。
ただし、これまで保育料に含まれていた副食費については、無償化後も引き続きご負担いただきます。

公立保育所の副食費は月4,500円です。私立保育園及び認定こども園については、施設ごとに異なりますので、金額や支払い方法等は各施設にご確認ください。

【ひとり親等の世帯】（「ひとり親等の世帯」は次のいずれかに該当する世帯に適用します。）

- ① 母子・父子家庭の世帯で現に児童を扶養している者の属する世帯
- ② 在宅障害児（者）のいる世帯

障害児（者）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者です。

【多子軽減制度】

兄弟姉妹が同時に保育所等に入所している場合、年齢の高い順に「第1子」、「第2子」、「第3子」と数えます。「第1子」は基準月額表の金額のとおり、「第2子」は基準月額表の金額の2分の1、「第3子」以降は無料です。

※1号認定の場合は、上の子が小学校3年生までの子を「第1子」とします。

※3歳以上児の副食費については、上記の「第2子」に該当しても、半額にはなりません。

ただし、市民税所得割合算額が57,700円未満（ひとり親等の世帯または1号認定の場合は77,101円未満）の場合は、保護者の扶養の範囲にある大学生までの兄・姉から数えて、「第2子」は2分の1（ひとり親等の世帯は無料）、「第3子」以降は無料となります。

【国の副食費免除対象】



- ① 年収360万円未満相当の世帯

※市民税所得割額が57,700円未満の世帯

※ひとり親等の世帯または1号認定の場合は市民税所得割額が77,101円未満の世帯

- ② 第3子以降の子ども

保育所等に同時に入所している小学校就学前のお子さん（1号認定の場合は小学校3年生までのお子さん）から数えて第3子以降のお子さん

【旭市第3子以降無料制度】（旭市独自の制度です）

市民税所得割額に関係なく、18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんから数えて、第3子以降のお子さんの保育料及び副食費は無料となります。

（１３）一時預かり事業について

一時的に家庭で保育ができなくなった時に、お子さんをお預かりする「一時預かり事業」を行っています。

利用型	利用日数	理由
① 非定型	週３日以内	・保護者の就労 ・就学、就労の準備 ・ボランティア活動等 ・通院の付き添いのため
② 緊急型	15日以内	・保護者の出産、入院、通院等 ・介護のため ・冠婚葬祭
③ 私的型	週２日以内	・私的事由（リフレッシュ等のため）

■実施施設 全公立保育所（１０か所）と下記の園です。

- | | | | |
|--------------|-------------|----------|-------------|
| ○ ひがた保育園 | TEL 62-0397 | ○ ひかり保育園 | TEL 57-2884 |
| ○ あさひこひつじ幼稚園 | TEL 63-3700 | ○ 旭幼稚園 | TEL 62-0788 |
| ○ いいおか幼稚園 | TEL 57-3332 | | |

※以下は公立保育所についての内容です。私立については直接園へお問い合わせください。

■対象児童 旭市在住の生後６か月から就学前児童。（利用時点で保育所等に在籍していない）
※里帰り出産の場合は、市外在住の方でも利用できる場合があります。

■利用手続きについて

利用については、各保育所へ直接申し込んでください。
申込書は実施する保育所にあります。（ホームページからもダウンロードできます。）
申し込み内容により、「就学・就労証明書」等提出していただく場合があります。

■利用料（一時間あたり）年齢は、４月１日現在の年齢です

- | | | |
|-------|------|-----------|
| ３歳以上児 | ２００円 | 食事代別途２５０円 |
| ３歳未満児 | ３００円 | 食事代別途３００円 |

■その他

利用するにあたり、必ず事前に各保育所にて手続きをお願いします。
なお、その日の受け入れ状況により、利用できない場合もありますのでご了承ください。



【無償化について】（申請が必要）

保育所等に在籍せずに一時預かり事業を利用する場合、利用料が無償化される場合があります。
無償化の対象となるためには「保育の必要認定（新２号・新３号認定）」を受けていただく必要があります。詳しい手続きは旭市子育て支援課へご相談ください。

※３歳未満児については、住民税非課税世帯のみ対象となります。

（１４）病児保育事業について

お子さんが病気等により集団保育が困難な期間に、保護者が就労等により家庭保育ができない場合に、お子さんを保育所等の専用スペースにおいて一時的にお預かりする「病児保育事業」を行っています。病気のお子さんを預かる「病児対応型」、病気の回復期にあるお子さんを預かる「病後児対応型」、在園児が保育中に体調不良になってしまった場合、緊急的にお子さんを預かる「体調不良児対応型」がございます。

【実施施設】

OFLOWER CHILDREN 旭（病児・病後児対応型） 【TEL：0479-85-7447】

病気のお子さん、および病気の回復期にあるお子さんの両方をお預かりします。

実施場所：旭市イの４３３７－１ イオンタウン旭 １階 １０６－１区画

○旭市立海上保育所（病後児対応型）

病気の回復期にあるお子さんをお預かりします。

■対象児童

次の①～④のすべてにあてはまる児童

- ① 旭市内に住所を有する児童
- ② 出生後６ヶ月から小学校６年生までの児童
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者の就労等社会的にやむを得ない理由により、家庭での保育が困難な場合
- ④ かかりつけ医等が本事業の利用を認めたとき



■利用手続きについて

事前登録が必要です。

また、利用する際には医師が記載した連絡票の提出が必要です。

詳しい利用方法は、実施施設にお問い合わせください。



■利用料

児童ひとりあたり日額２，０００円（５時間までの利用は１，０００円）

給食・おやつ代等は別途

■その他

医師の許可がおりても、当日のお子さんの体調によっては、利用を見合わせると判断する場合もありますのでご了承ください。

○ひがた保育園・鶴巻保育園・あさひこひつじ幼稚園（体調不良児対応型）

保育中に体調が悪くなった在園児のお子さんを、保護者に引き渡すまでの間お預かりします。

（１５）保育所紹介

《公立保育所の保育内容》

０歳児

１対１の関わりを大切にします。成長記録を毎日交換し、
家庭と保育所で連絡を取り合いながら、共に育てる子育てを心がけます。



１歳児

人と関わりたい気持ちが強くなる時期です。一人ひとりの発達段階に
合わせ、じっくり遊べる環境づくりを大切にします。



２歳児

「やりたい」意欲を大切にしながら、食事・排泄・衣服の着脱等の
基本的な生活習慣を保育者と一緒に取り組んでいきます。

３歳児

生活習慣の自立に向けて、丁寧に働きかけ
「自分でできる!!」という自信を育てていきます。
様々な遊びの面白さに気づき、興味・関心が広がります。



４歳児

友達と一緒に体を動かして遊ぶ楽しさを感じながら、
生活の中の様々なルールを学んでいきます。
思いを伝えたり、相手の気持ちを考えたりするようになります。



５歳児

就学にむけての準備をします。文字や数に対する関心を高め、
交通ルールも学びます。自分たちで遊びを進める中で、物事のルールを守り、
自分で考えて行動できるような「社会性」を育みます。

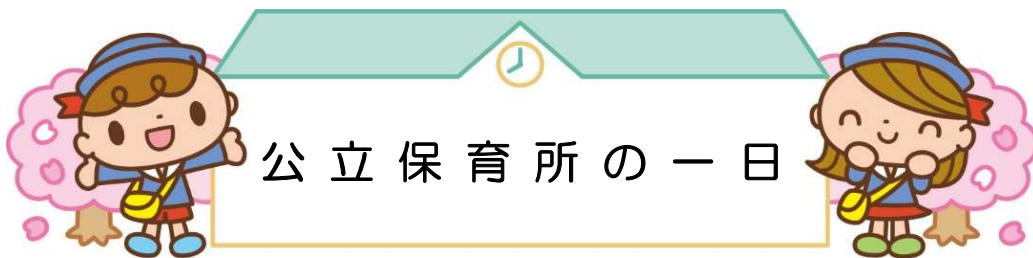
《公立保育所の給食内容》

“あたたかい手作り給食 徹底した衛生管理”

- ・食物アレルギーのある子どもには、医師からの指示に基づき除去食や代替食を提供しています。
- ・０歳児は月齢に合わせた離乳食を実施。ミルクも一人ひとりにあったミルクを用意します。
- ・１歳児・２歳児は、午前にもおやつ（加給）があります。

※加給とは？：保育所給食は、一日の栄養目標量に基づき提供しています。小さい子は一度にたくさんの量を食べることができない為、昼食だけでは栄養が不足してしまいます。その分を補うおやつが加給です。 <メニュー例>パンプキンスープ・ポテト煮・ヨーグルト 等





時間	3 歳 未 満	3 歳 以 上
7:15 ↓ 9:00	順次登所・健康視診 遊び	順次登所・健康視診 遊び
9:30	おやつ	
10:00	遊び（活動）を楽しむ （保育士と一緒に遊ぶ）	遊び（活動）に取り組む （興味・関心のある遊びを見つける）
11:00	昼食	昼食準備・昼食
12:00	午睡	片付け
13:00		午睡
15:00	起床	起床 午睡片付け
15:15	おやつ・遊び	おやつ準備・おやつ
16:00	順次降所	順次降所
18:15	保育終了	保育終了
19:15	延長保育終了 （旭市立中央第一保育所）	延長保育終了 （旭市立中央第一保育所）



0・1歳児については、
一人ひとりの状況に応じて、
食事・睡眠・遊び・散歩の時間等を
考慮しています。



《公立保育所の年間行事》



遠足（５月）

親子で参加します。

参加児童の年齢や行き先は保育所により異なります。

夏祭り（７月）

おみこしや盆おどりなどをして楽しめます。



運動会（１０月）

子ども達は一生懸命遊戯や競技を練習します。

ご家族みなさんにも、応援や競技に参加していただきます。

発表会（１１・１２月）

各保育所工夫をこらしての発表会。

子ども達の名演技に思わず涙です。



クリスマス会（１２月）

保育所にサンタさんが来て楽しく過ごします。

新年お楽しみ会（１月）

古来伝承行事について話を聞いたり、昔の遊びを楽しみます。

お別れ会（３月）

お世話になった年長さんに

「今までありがとう」の気持ちを伝えます。



※七夕、節分、ひなまつりなど、日本の伝統的な行事を園内行事として楽しめます。

＜公立保育所のその他の行事＞

誕生会

その月の誕生児をみんなで祝いします。

誕生児の保護者の方は参観できます。



避難訓練

火災・地震・津波・不審者を想定して訓練をします。

交通訓練

指導員、リーダー（保護者）と一緒に正しい交通ルールを身につけます。
年間３回。５歳児のみ。

定期健康診断

保育所指定の嘱託医による健診です。

歯科健診（年間１回） 内科健診（年間２回）

英語教室・

講師を招いて様々な活動を行います。

スポーツ教室

５歳児のみ。



公開保育

保育所でのお子さんの様子をご覧ください。（年間２回）



公立保育所について

旭市立中央第一保育所

TEL 62-2378

定員135名 中央小南側

小学校が近く、公立保育所の中でも受け入れ児童数が多い保育所です。

公立保育所では唯一19時15分まで時間外保育を実施しており、子育て中の共働き世帯を支援しています。

旭市立中央第三保育所

TEL 63-7700

定員80名 サンモール駐車場南側

サンモールの南側にあり、園舎からは総武本線電車を目前に見ることができます。

地域ふれあい事業も活発です。一時預かり事業は専用の保育室で行われています。

旭市立ふたば保育所

TEL 85-6085

定員120名 総合体育館南側

旧旭市立中央第二保育所と旭市立ゆたか保育所の統合により、令和7年4月より開所した新しい保育所です。明るく広い廊下を多目的に使用し開放感のある保育所です。クラスの窓からは、電車がよく見えるので子どもたちは、手を振り喜んでいます。

旭市立日の出保育所

TEL 62-0704

定員90名 矢指小近く

令和8年4月より旭市立とみうら保育所と統合し、リニューアルした園舎で過ごします。広い芝生の園庭では、子ども達が元気に遊んでいます。一時預かり事業は専用の保育室で行われています。

旭市立共和保育所

TEL 62-0615

定員120名 共和小のとなり

屋根の風見鶏がシンボル。広い園庭で子どもたちは元気に遊び、畑では野菜の収穫を楽しんでいます。地域と密着した保育所を目指しています。

旭市立池の端保育所

TEL 62-3456

定員85名 袋公園北側

自然豊かで広い園庭には、毎日元気な子ども達の姿が見られます。乳児保育施設が充実しています。また、全公立保育所を集約して土曜保育を実施しています。

旭市立海上保育所

TEL 55-3070

定員40名 滝郷診療所のとなり

令和2年3月より、建て替えた新しい園舎で過ごす子どもたちの元気な声が聞こえています。病後児保育事業を専用室にて実施しています。

旭市立いいおか保育所

TEL 57-3242

定員80名 旧飯岡支所のとなり

平成26年4月に開所。潮風が感じられる保育所です。社会福祉協議会との世代間交流を積極的に行っています。一時預かり事業用の専用室があります。

旭市立まんざい保育所

TEL 68-2510

定員50名 萬歳小北側

干潟八万石と言われる水田地帯。恵まれた自然環境と家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの主体性を育む保育を目指しています。

旭市立古城保育所

TEL 68-2206

定員55名 古城小西側

園庭には樹齢百年のイチョウの木が、子ども達の成長を見守っています。季節の野菜を収穫したり自然の中での保育を大切にしています。

※新型コロナウイルス等感染予防のため世代間交流等は縮小、自粛している場合があります。

☆各施設・園庭開放☆

10:00 ~ 11:00

実施日は各施設によって異なります。

毎月第一木曜：中央第一、古城

第二木曜：ふたば、まんざい

第三木曜：中央第三、日の出、共和

第四木曜：池の端、海上、いいおか



保育所の施設見学は随時可能です。

行事等もありますので、事前に電話で各保育所へご確認をお願いします。



私立の保育園の見学等については、直接保育園へお問い合わせください。



サンライズベビーホーム

TEL 64-1515

定員90名

産休明け2か月の赤ちゃんから3歳児までの保育園です。「生まれてはじめてすることは、楽しくなければいけない」が保育士の合い言葉です。

離乳食は成長に合わせて、きめ細やかにすすめています。3歳児は英語教室、音楽教室があります。延長保育を実施しています。

土曜日は17時30分まで保育します。

開園時間 7時から19時

ひがた保育園

TEL 62-0397

定員110名 干潟小東側

学校法人旭鈴木学園が運営しています。2歳児からの体育指導、4・5歳児からは英語あそびを実施しています。また、土曜保育・延長保育・一時預かり・病児保育を実施し、地域の子育て家庭を支援します。

開園時間 7時15分から19時15分

おうめい保育園

TEL 55-3328

定員200名

広い空と緑に囲まれた保育園です。

「自然と仲良し」「はじめての出会い」「みんなと一緒に」をテーマに大切な命を見つめ、ふれあう心を見守っていきます。産休明け・延長保育を実施しています。

開園時間 7時から19時（土曜13時30分）

鶴巻保育園

TEL 55-3201

定員50名 鶴巻小南側

自然と調和した園舎・園庭です。HPは毎日更新（給食含む）Instagramにも写真をアップしていますので、ぜひ閲覧してみてください。病児保育・子育て支援センターを実施しております。

また、体操・和太鼓のレッスンもあります。

開園時間 7時30分から18時30分

ひかり保育園

TEL 57-2884

定員40名 定慶寺南側

「生き生きとした子どもを目指して」を合い言葉に、一人ひとりの子どもと向き合い、きめ細やかな保育を行っています。子どもたちの生き生きとした笑顔や行動をぜひ見てください。

0歳から入園が可能です。途中入園も歓迎。

土曜・延長・一時預かり・子育て支援センター実施。 開園時間 7時30分から19時

干潟町中央保育園

TEL 68-2120

定員30名

JAちばみどりひかた支店北側

自然に囲まれた広い園庭で、0歳児から年長児まで元気に遊んでいます。年長児は運動遊び、英語遊びがあります。

土曜保育・延長保育を実施し、子育て支援センターも併設されています。

開園時間 7時30分から19時30分

3 認定こども園の利用を希望される方（1号・2号・3号認定）

認定こども園とは、幼稚園と保育所の役割を併せもつ施設です。

（1）申請手続きについて

入園を希望する認定こども園において、令和7年10月1日（水）から入園願書等を配付します。また、令和7年11月4日（火）から入園を希望する認定こども園で受付いたしますので、各認定こども園にてお申込みください。

（施設によっては令和7年11月1日（土）から受付を開始している場合もございます。）

（2）保育機能部分（2号・3号認定）について

2号または3号認定を受けるための要件は、2ページを参照してください。

■ 保育機能部分（2号・3号認定）の保育料について

保育料は父母の市民税額・児童の年齢・利用区分に応じて決定し、認定こども園に支払います。詳細については8・9ページを参照してください。

（3）教育機能部分（1号認定）について

1号認定を受けるための要件は、1ページを参照してください。

■ 教育機能部分（1号認定）の保育料について

1号認定の保育料は、令和元年10月より無償化されましたので無料となります。詳細については8・9ページを参照してください。

【預かり保育の無償化について】（申請が必要）

1号認定を受けて預かり保育を利用されている方は、利用料が無償化される場合があります。ただし、無償化の対象となるためには「保育の必要認定（新2号認定）」を受けていただく必要があります。詳しい手続きは、各施設にご相談ください。



5 旭市内の教育・保育施設一覧



【公立保育所】

施設名称	利用 定員	住所	電話 番号	開所時間	一時 預かり	時間外 (延長)	病児
旭市立中央第一保育所	135	旭市ハの 58-6	62-2378	7時 15分～ 19時 15分	○	○	
旭市立中央第三保育所	80	旭市イの 1835	63-7700	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立ふたば保育所	120	旭市ニの 5127-8	85-6085	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立日の出保育所	90	旭市野中 4545	62-0704	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立共和保育所	120	旭市新町 771-1	62-0615	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立池の端保育所	85	旭市江ヶ崎 1057	62-3456	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立海上保育所	40	旭市岩井 196	55-3070	7時 15分～ 18時 15分	○	○	病後児
旭市立いいおか保育所	80	旭市萩園 1752-1	57-3242	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立まんざい保育所	50	旭市萬歳 356	68-2510	7時 15分～ 18時 15分	○	○	
旭市立古城保育所	55	旭市鎚木 1966	68-2206	7時 15分～ 18時 15分	○	○	

(令和 7 年 10 月現在)



【私立保育園】

※利用定員は令和7年度の利用定員の為、変更になる場合があります。

施設名称	利用 定員	住所	電話番号	開所時間	一時 預かり	時間外 (延長)	病児
サンライズ ベビーホーム	90	旭市口の245-3	64-1515	7時00分～ 19時00分		○	
ひがた保育園	110	旭市鎌数9401-3	62-0397	7時15分～ 19時15分	○	○	体調 不良
おうめい保育園	200	旭市江ヶ崎12-2	55-3328	7時00分～ 19時00分		○	
鶴巻保育園	50	旭市蛇園5354	55-3201	7時30分～ 18時30分		○	体調 不良
ひかり保育園	40	旭市飯岡2115-2	57-2884	7時30分～ 19時00分	○	○	
干潟町中央保育園	30	旭市入野2170-5	68-2120	7時30分～ 19時30分		○	

【私立認定こども園】

施設名称	利用定員		住所	電話番号	一時 預かり	時間外 (延長)	病児
認定こども園 あさひこひつじ幼稚園	教育機能部分（幼稚園）	105	旭市二の6544	63-3700	○	○	体調 不良
	保育機能部分（保育所）	205					
認定こども園 旭幼稚園	教育機能部分（幼稚園）	45	旭市口の898	62-0788	○		
	保育機能部分（保育所）	48					
認定こども園 うなみ幼稚園	教育機能部分（幼稚園）	35	旭市後草1516	55-2643		○	
	保育機能部分（保育所）	70					
認定こども園 いいおか幼稚園	教育機能部分（幼稚園）	10	旭市飯岡2126-1	57-3332	○	○	
	保育機能部分（保育所）	60					

※保育園の見学等は、事前に電話で各保育園へ直接
お問い合わせください。

※一時預かりの場合、無償化の対象となるかについ
ては、利用施設や児童の年齢、世帯の課税状況に
よって変わります。詳しくは保育所運営班まで。

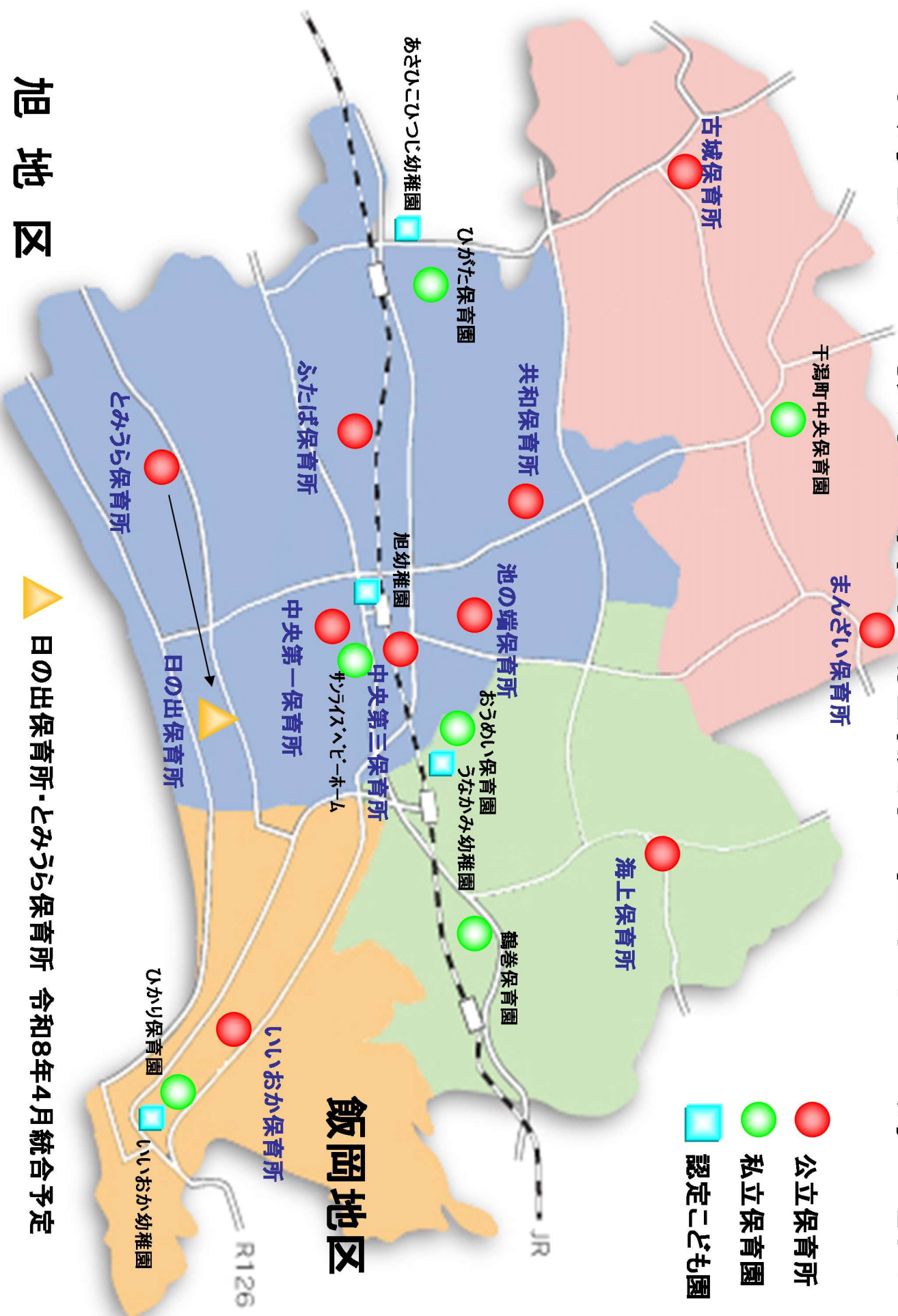


干潟地区

教育・保育施設位置図

海上地区

- 公立保育所
- 私立保育園
- 認定こども園



旭地区

▲ 日の出保育所・とみうら保育所 令和8年4月統合予定